

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として市町が実施する耐震診断員派遣事業および耐震補強案作成事業における滋賀県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）ならびに耐震改修事業における設計事業者等および施工事業者（以下「耐震改修工事事業者」という。）ならびに設計者等および施工管理者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断員 滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿（以下「耐震診断員名簿」という。）に登録され、補助事業における木造住宅の耐震診断および補強案作成を行う者をいう。
- 二 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第2条に規定する建築士が実施する木造住宅の耐震診断をいう。
- 三 補強案作成 耐震診断により上部構造評点が0.7未満と診断された住宅について、上部構造評点を0.7以上に引き上げる耐震改修を行う際の補強案を作成し、あわせて当該補強案に係る改修費用の概算額の算出を行うことをいう。
- 四 耐震診断員派遣事業 市町が滋賀県から滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付を受けて、耐震診断を実施する事業をいう。
- 五 耐震補強案作成事業 市町が滋賀県から滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付を受けて、補強案作成を実施する事業をいう。
- 六 耐震改修事業 市町が滋賀県から滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金の交付を受けて、住宅所有者等が実施する耐震改修等の工事の費用の一部を補助する事業をいう。
- 七 設計者等 滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿（以下「耐震改修工事事業者名簿」という。）に登録され、設計事業者等が受注した耐震改修事業における工事の設計または工事監理に携わる者をいう。
- 八 設計事業者等 耐震改修工事事業者名簿に登録された設計者等が所属し、補助事業において住宅所有者等から受注した耐震改修事業における工事の設計または工事監理を行う者をいう。
- 九 施工管理者 耐震改修工事事業者名簿に登録され、耐震改修事業における工事を管理する者をいう。
- 十 施工事業者 耐震改修工事事業者名簿に登録された施工管理者が所属し、耐震改修事業において住宅所有者等と契約を締結した工事を施工する者をいう。

(講習会)

第3条 知事は、耐震診断員、設計者等および施工管理者の養成を目的として滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

2 講習会は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受講することができない。

- 一 滋賀県内に在住または在勤する法第2条に規定する建築士の資格を有する者
- 二 法第23条に規定する建築士事務所登録を滋賀県知事より受け、主たる事務所を滋賀県内に有する建築士事務所に所属する法第2条に規定する建築士の資格を有する者
- 三 滋賀県内に主たる営業所（本社・本店）を有する建設工事を受注する事業所に所属する者（ただし、技術職員に限る。）

3 知事は、第1項の講習会を修了した者に対して有効期限日が受講修了日から1年間とした修了番号を通知するものとする。

第二章 耐震診断員

(登録要件)

第4条 耐震診断員名簿の登録は、次の各号の全てに該当する者でなければ申請することができない。

- 一 前条第2項第一号に該当する者
- 二 登録申請時点において前条第3項に示す修了番号が有効な者
- 三 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第二号に規定する暴力団員でない者

(登録の申請)

第5条 耐震診断員名簿の登録を受けようとする者は、滋賀県木造住宅耐震診断員登録（更新）申請書（様式第1号、以下「診断員登録（更新）申請書」という。）に、誓約書（様式第9号）その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

(耐震診断員の登録)

第6条 知事は、前条の申請があったときはこれを審査し、登録を決定したときは、耐震診断員名簿に登録するとともに、滋賀県木造住宅耐震診断員登録証（様式第3号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 耐震診断員名簿には、次の事項を登録する。

- 一 耐震診断員の氏名、住所、電話番号、ファックス番号および建築士資格の区分
- 二 耐震診断員の所属する設計事業者等または施工事業者の名称、郵便番号、所在地、電話番号およびファックス番号
- 三 耐震診断員の登録年度および登録番号

3 知事は、第1項の規定により耐震診断員の登録を行ったときは、その内容を市町長に通知するものとする。

4 登録の有効期限は、登録日から5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(耐震診断員名簿の公開)

第7条 知事は、登録を受けようとする者が登録事項の一部の公開について同意し、同意する意思を示した同意確認書（様式第4号）を届け出た場合はその情報を公開する。

(耐震診断員の責務)

第8条 耐震診断員は、市町からの依頼によって耐震診断および補強案作成（以下「耐震診断等」という。）を行う際には、次の各号の全ての責務を負う。

- 一 耐震診断員は、耐震診断員派遣事業および耐震補強案作成事業を実施する市町からの依頼によって、耐震診断等を行い、その結果を当該市町に報告しなければならない。

- 二 耐震診断員は、耐震診断等の際に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- 三 耐震診断員は、耐震診断等の際には、営業につながる行為を行ってはならない。
- 四 耐震診断員は、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行しなければならない。
- 五 耐震診断員は、耐震診断を行うときは常時登録証を携帯するものとし、耐震診断の実施に先立ち住宅所有者等に登録証を明示しなければならない。

(登録の更新)

第9条 耐震診断員は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、有効期限満了日の30日前までに診断員登録(更新)申請書(様式第1号)に、誓約書(様式第9号)その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 登録の更新については、第6条の規定を準用する。

(登録の変更等)

第10条 耐震診断員は、診断員登録(更新)申請書の記載事項について変更があったときは、登録事項変更届出書(様式第5号、以下「変更届出書」という。)を速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく届出書を受理した場合は、登録名簿の変更その他この要綱の実施に必要な業務を行う。

3 耐震診断員は、登録証を汚損、破損、または紛失等したときは、速やかに滋賀県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書(様式第6号)に、知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請書を受理した場合は、登録証を再交付するものとする。

5 耐震診断員が死亡したときは、その相続人等は名簿登録者死亡届(様式第7号、以下「死亡届」という。)を知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第11条 知事は、第6条の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、登録を取り消さなければならない。

一 第4条各号の規定を満たさなくなったとき。

二 本人(事情により本人によりがたい場合は、その代理人)が名簿登録取消申請書(様式第8号、以下「取消申請書」という。)を知事に提出し、認められたとき。

三 本人の死亡が確認されたとき、または前条第5項に規定する死亡届が届け出られたとき。

四 第6条第4項に規定する有効期限が過ぎたとき。

五 その他知事が特に必要と認めたとき。

2 知事は、登録を受けた耐震診断員が第8条各号の規定に違反したときは、登録を取り消すことができる。

3 前各項の規定により登録を取り消された耐震診断員は、速やかに登録証を知事に返納するものとする。ただし、第1項第三号による場合はその相続人等が返納する。

4 知事は、第1項および第2項の規定により登録を取り消したときは、耐震診断員名簿からの抹消を行うとともに、その旨を市町長に通知するものとする。

第三章 耐震改修工事事業者(設計者等・施工管理者)

(登録要件)

第12条 耐震改修工事事業者名簿の登録は、次の各号の全てに該当する者でなければ申請することはできない。

一 第3条第2項第二号に該当する者。ただし、設計者等に限る。

二 同項第三号に該当する者。ただし、施工管理者に限る。

三 登録申請時点において第3条第3項に示す修了番号が有効な者

四 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者（法人にあっては、その役員を含む。）

（登録の申請）

第13条 耐震改修工事事業者名簿の登録を受けようとする者は、設計事業者等および設計者等または施工事業者および施工管理者との連名で滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録（更新）申請書（様式第2号、以下「工事事業者登録（更新）申請書」という。）に、誓約書（様式第9号）および登録を受けようとする事業者の役員名簿（様式第10号）その他知事が定める書類を添えて申請しなければならない。

（設計者等および施工管理者の登録）

第14条 知事は、前条の申請があったときはこれを審査し、登録を決定したときは、耐震改修工事事業者名簿に登録する。

2 耐震改修工事事業者名簿には、次の事項を登録する。

- 一 設計者等または施工管理者が所属する建築士事務所または耐震改修工事事業者の名称、所在地、電話番号、ファックス番号および登録業種の種別
- 二 設計者等または施工管理者の氏名および設計者等に係る建築士資格の区分
- 三 設計者等または施工管理者の登録年度および登録番号

3 知事は、第1項の規定により耐震改修工事事業者、設計者等および施工管理者の登録を行ったときは、その旨を市町長に通知するものとする。

4 登録の有効期限は、登録日から5年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（耐震改修工事事業者名簿の公開）

第15条 知事は、耐震改修工事事業者名簿を県民の閲覧に供するために前条第2項各号の内容について公開するものとする。

（耐震改修工事事業者、設計者等および施工管理者の責務）

第16条 耐震改修工事事業者、設計者等および施工管理者は、講習会修了者として登録を受けたものであること自覚し、誠意を持って業務を履行しなければならない。

（登録の更新）

第17条 耐震改修工事事業者、設計者等および施工管理者は、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、設計事業者等および設計者等または施工事業者および施工管理者との連名で有効期限満了日の30日前までに工事事業者登録（更新）申請書（様式第2号）に、誓約書（様式第9号）および登録を受けようとする事業者の役員名簿（様式第10号）その他知事が定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

2 登録の更新については、第14条の規定を準用する。

（登録の変更等）

第18条 耐震改修工事事業者、設計者等および施工管理者は、工事事業者登録（更新）申請書の記載事項について変更があったときは、設計事業者等および設計者等または施工事業者および施工管理者との連名で変更届出書（様式第5号）を速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく届出書を受理した場合は、耐震改修工事事業者名簿の変更その他この要綱の実施に必要な業務を行う。

3 設計者等または施工管理者が死亡したときは、その相続人等は死亡届（様式第7号）を届け出なければならない。

（登録の取消）

第19条 知事は、第14条の規定により登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

ことが判明したときは、登録を取り消さなければならない。

- 一 第12条各号の規定を満たさなくなったとき。
 - 二 本人（事情により本人によりがたい場合は、その代理人）および建築士事務所の開設者または施工事業者の代表者が取消申請書（様式第8号）を知事に提出し、認められたとき。
 - 三 本人の死亡が確認されたとき、または前条第3項に規定する死亡届が届け出られたとき。
 - 四 第14条第4項に規定する有効期限が過ぎたとき。
 - 五 本人が所属する建築士事務所が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ないとき。
 - 六 その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、登録を受けた設計者等または施工管理者が第16条の規定に違反したときは、登録を取り消すことができる。
 - 3 知事は、第1項および第2項の規定により登録を取り消したときは、耐震改修工事事業者名簿からの抹消を行うとともに、その旨を市町長に通知するものとする。

第四章 雑則

（電子情報処理組織による申請等）

- 第20条 第5条、第7条、第9条、第10条第1項、第13条、第17条および第18条第1項による申請等を行おうとする者は、当該各規定の定めにかかわらず、「しがネット受付サービス利用要領」に基づく「しがネット受付サービス」（以下「システム」という。）を使用する方法により申請等を行うことができる。
- 2 前項に規定するシステムを使用して第7条、第10条第1項または第18条第1項による申請等を行おうとする者は、その申請等が申請者本人によるものであることを証明するため、本人であることを確認するための書類の写しを添えなければならない。

（その他必要事項）

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（付 則）

- 1 この要綱は、令和2年7月29日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱、要領は廃止する。
滋賀県木造住宅耐震診断員認定要綱（平成28年4月1日施行）
滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿作成要領（平成29年4月1日施行）
- 3 滋賀県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条第3項および滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿作成要領第4に基づき交付された修了証は、当該有効期限内において有効とする。
- 4 滋賀県木造住宅耐震診断員認定要綱第6条第1項および滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿作成要領第6第1項に基づき登録されている事項については、当該有効期限内において有効とする。

（付 則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

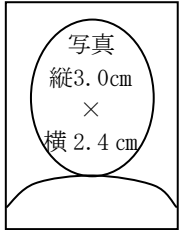
滋賀県知事 様

(申請者氏名)

滋賀県木造住宅耐震診断員登録(更新)申請書

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱(第5条・第9条第1項)の規定に基づき、市町から依頼される耐震診断員派遣事業および耐震補強案作成事業を行う耐震診断員としての登録(更新)を申請します。

この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

申請区分	新規・更新	
フリガナ 氏名		
生年月日	年 月 日	
自宅住所等	〒 (電話) (FAX)	
所属する設計事業者等または施工事業者の名称		
所属する設計事業者等または施工事業者の住所等	〒 (電話) (FAX) ※自宅住所等と同様の場合は「同上」で可	
資格	建築士(1級・2級・木造) 建築士免許登録番号 国土交通大臣 都道府県知事 第 号	

※添付書類

1. 建築士免許証の写し
2. 顔写真(3cm×2.4cm)2枚(いずれも裏に名前を記載し、1枚は上記写真欄に貼付)
3. 返信用封筒(宛名、住所を記入し、封筒サイズに合った切手を貼ったもの)
4. 修了番号通知書の写し
5. 誓約書(様式第9号)
6. 同意確認書(様式第4号)

滋賀県知事 様

(事業者名) (注1)(代表者氏名)(申請者氏名)

滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録(更新)申請書

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱(第13条・第17条第1項)の規定に基づき、市町の補助を受けて実施される耐震改修事業を行う設計者等または施工管理者としての登録(更新)を申請します。

この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。また、同要綱第15条の規定に基づき、名簿登録内容を公開することに同意します。

申請区分	設計者等 : (新規 ・ 更新)	
	施工管理者 : (新規 ・ 更新)	
フリガナ 講習会修了者名	建築士登録番号(設計者等のみ) (1級・2級・木造) 国土交通大臣 都道府県知事 第 号	
所属する事業者の名称(注1)		
所属する事業者の住所等(注1)	〒 (電話) (FAX)	
所属する建築士事務所の登録番号等(設計者等のみ)	登録番号 () 第 号 登録年月日 年 月 日	
所属する事業者(設計事務所、施工事業者等)の本社・本店の名称、住所等、および代表者名	名称	※所属する事業者の名称と同様の場合は「同上」で可
	住所等	〒 (電話) (FAX) ※所属する事業者の住所等と同様の場合は「同上」で可
	代表者名	
主たる建築士事務所の登録番号等	登録番号 () 第 号 登録年月日 年 月 日 ※所属する事業者の住所等と同様の場合は「同上」で可	

(注1) 設計者等・施工管理者の両方で申請する場合は、公開を希望する建築士事務所または施工事業者の名称等を記入すること。

※添付書類

1. 建築士免許証の写し(施工管理者のみの申請の場合を除く)
2. 建築士事務所登録の写し(施工管理者のみの申請の場合を除く)
3. 返信用封筒(宛名、住所を記入し、封筒サイズに合った切手を貼ったもの)
4. 修了番号通知書の写し
5. 誓約書(様式第9号)
6. 役員名簿(様式第10号)

(表面)

滋賀県木造住宅耐震診断員登録証	
登録番号 氏名 生年月日 有効期限 20 年 月 日 上記のものは滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱に基づき耐震診断員として登録したものであることを証する。	写真 縦 3 cm × 横 2.4 cm
注：木造住宅耐震診断員派遣事業以外の活動および営業活動にこの登録証を使用してはならない。	
20 年 月 日 滋賀県知事 印	

(裏面)

備考
滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱抜粋 (診断員の責務)
第8条 耐震診断員は、市町からの依頼によって耐震診断および補強案作成（以下「耐震診断等」という。）を行う際には、次の各号の全ての責務を負う。
一 耐震診断員は、耐震診断員派遣事業および耐震補強案作成事業を実施する市町からの依頼によって、耐震診断等を行い、その結果を当該市町に報告しなければならない。
二 耐震診断員は、耐震診断等の際に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
三 耐震診断員は、耐震診断等の際には、営業につながる行為を行ってはならない。
四 耐震診断員は、謙虚に誠意を持って対応し業務を履行しなければならない。
五 耐震診断員は、耐震診断を行うときは常時登録証を携帯するものとし、耐震診断の実施に先立ち住宅所有者等に登録証を明示しなければならない。
注：住所、勤務先等に変更が生じたときは、届け出て下さい。

同 意 確 認 書

私は、滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱第7条に規定する情報公開について、以下の登録事項が公開されることに関して以下のとおり届け出ます。

公開する登録事項

- ・氏名
- ・所属する設計事業者等または施工事業者の名称、郵便番号、所在地、電話番号
およびファックス番号（注1）
- ・建築士資格の種別
- ・市町区分（注2）
- ・登録年度

（注1） 所属する設計事業者等または施工事業者を有する耐震診断員のみ公開

（注2） 所属する設計事業者等または施工事業者を有する耐震診断員は、所属先が所在する市町名、所属先を有しない耐震診断員は自宅が所在する市町名を公開

年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

回答項目	
<input type="checkbox"/> 登録事項の公開に同意する。	<input type="checkbox"/> 登録事項の公開に同意しない。

※該当する回答項目のいずれかの“□”にレ点を記入して下さい。

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

滋賀県知事 様

(事業者名) (注1)

(代表者氏名) (注1)

(申請者氏名)

登録事項変更届出書

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱(第10条第1項・第18条第1項)の規定に基づき、登録申請書の記載事項に変更が生じたので、届け出ます。

変更登録区分		(耐震診断員 ・ 設計者等 ・ 施工管理者)	
登録番号		耐震診断員: (診一)	
		設計者等 : (設一)	
		施工管理者: (施一)	
変更事項 (注2)		変 更 前	変 更 後
登録者情報	氏名		
	住所(注3)	〒	〒
	電話番号 FAX番号(注3)	電話: FAX :	電話: FAX :
	建築士資格	(1級 ・ 2級 ・ 木造) ※いずれかに○	(1級 ・ 2級 ・ 木造) ※いずれかに○
所属事業者情報	(フリガナ) 名称		
	所在地	〒	〒
	電話番号 FAX番号	電話: FAX :	電話: FAX :
	代表者名		

※添付資料

1. 建築士免許証の写し(耐震診断員または設計者等の登録がある者で、建築士資格に変更がある場合)

(注1) 変更登録区分が耐震診断員のみ場合は、記入は不要です。また、所属する会社等に変更がある場合は変更後の会社名および代表者氏名を記入してください。

(注2) 変更部分のみを記入してください。

(注3) 耐震診断員の登録がある者のみ記入して下さい。

滋賀県知事 様

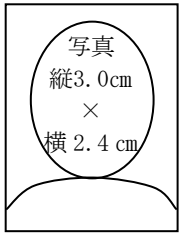
(申請者氏名)

滋賀県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱第 10 条第 3 項の規定に基づき、滋賀県木造住宅耐震診断員登録証の再交付を申請します。

なお、この申請書および添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

また、再交付後は十分注意して管理するとともに、旧登録証を発見したときは、速やかに返納します。

フリガナ 氏名		
生年月日	年 月 日	
自宅住所等	〒 (電話) (FAX)	
耐震診断員 登録番号	診—	

※添付書類

1. 顔写真 (3 cm×2.4 cm) 2 枚 (いずれも裏に名前を記載し、1 枚は上記写真欄に貼付)
2. 返信用封筒 (宛名、住所を記入し、封筒サイズに合った切手を貼ったもの)
3. 汚損、破損した登録証

滋賀県知事 様

(届出者氏名)

名簿登録者死亡届

次の者が死亡したので、滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱（第10条第5項・第18条第3項）の規定に基づき、届け出ます。

登録区分	(耐震診断員 ・ 設計者等 ・ 施工管理者)
登録番号	耐震診断員: (診一) 設計者等 : (設一) 施工管理者: (施一)
フリガナ 氏名	
住所	
届出事由発生日	年 月 日

※添付書類

1. 登録証（原本）
2. 除籍謄本等本人の死亡が確認できる書類

年 月 日

滋賀県知事 様

(事業者名) (注1)

(代表者氏名) (注1)

(申請者氏名)

名簿登録取消申請書

滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録要綱(第11条第1項・第19条第1項)の規定に基づき登録の取消を申請します。

登録取消申請区分	(耐震診断員 ・ 設計者等 ・ 施工管理者)
登録番号	耐震診断員: (診一) 設計者等 : (設一) 施工管理者: (施一)
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
自宅住所等 (耐震診断員の取消の 場合のみ)	〒 (電話) (FAX)
所属する事業者の名称	
所属する事業者の 住所等	〒 (電話) (FAX)
理由	

(注1) 登録取消申請区分が耐震診断員のみの場合、記入は不要です。

※添付書類

1. 登録証(原本)(耐震診断員の場合)
2. 委任状(代理者が申請する場合)

(様式第9号) 第5条、第9条第1項、第13条、第17条第1項関係

誓 約 書

自己または自社もしくは自社の役員は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者ではないことを誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

滋 賀 県 知 事 様

〔設計事業者等または施工事業者の住所、名称および代表者氏名〕 (注1)

住 所

(ふりがな)

名 称

(ふりがな)

代表者氏名

〔代表者の生年月日〕 (注1)

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

(注1) 登録申請区分が耐震診断員のみの場合は、記入は不要です。

〔申請者の住所・氏名〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

〔申請者の生年月日〕

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

